

公 告

次のとおり、自動販売機設置に係る市有財産の貸付を一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 月 31 日

豊橋市長 浅井 由崇

1. 入札物件

- | | | | |
|----------|-------------------------------------|--------|--|
| (1) 件名 | 豊橋市立中部中学校他 8 校における自動販売機設置に係る市有財産の貸付 | | |
| (2) 貸付物件 | 施設名 | 別表のとおり | |
| | 所在地 | 別表のとおり | |
| | 貸付面積 | 別表のとおり | |
| | 貸付区分 | 土地 | |

※設置する自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をすること

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊橋市内またはその近隣（ただし、県内に限る。）に本店、支店又は営業所を有し、故障時のメンテナンスや利用者からのクレームに対し迅速に対応できること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告の日から過去 3 年以内に、国又は地方公共団体(独立行政法人含む)に、自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績があること。
- (7) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

(国税)

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

(愛知県税)

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税及び自動車税

(豊橋市税)

豊橋市市税条例（昭和 25 年条例第 25 条）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和 33 年条例第 10 号）に規定する国民健康保険税

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

豊橋市役所教育部教育政策課（豊橋市役所東館 11 階）

(2) 日時

令和 6 年 1 月 31 日（水）から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日等に関する法律」という。）に規定する国民の祝日及び休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4. 入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市役所教育部教育政策課（豊橋市役所東館 11 階）

(2) 日時

令和 6 年 2 月 9 日（金）から令和 6 年 2 月 16 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等に関する法律に規定する国民の祝日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

5. 開札執行の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市役所 教育部会議室（豊橋市役所東館 11 階）

(2) 日時

令和 6 年 2 月 29 日（木） 11 時 00 分

(3) 入札書の提出期限

令和 6 年 2 月 28 日（水）必着

① 入札書用封筒に厳封のうえ郵送又は持参にて提出してください。

※郵便の場合は「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※信書便の場合は書留郵便に準ずるもの

（信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同法同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供するもの）

② 郵送の宛て先又は持参先 〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 教育政策課

③ 再度入札となる場合は改めて提出期限をお知らせします。

6. 入札保証金

免除

7. 契約書の作成の要否

要

8. 契約保証金

免除

9. 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 豊橋市契約規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 39 条第 1 号から第 7 号に該当する入札
- イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正したもの
- エ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

10. その他

市有財産賃貸借契約書を始め賃貸借の詳細については、「入札説明書」を確認の上、入札すること。

11. 問い合わせ先

豊橋市役所 教育部 教育政策課 電話（0532）51-2807

(別表)

番号	施設名	所在地	面積(※)
1	中部中学校	豊橋市舟原町 154	2.0 m ²
2	豊城中学校	豊橋市今橋町 2-1	2.0 m ²
3	青陵中学校	豊橋市牛川町洗島 108-1	2.0 m ²
4	吉田方中学校	豊橋市高洲町字長弦 73-1	2.0 m ²
5	南部中学校	豊橋市北山町東浦 1-4	2.0 m ²
6	高師台中学校	豊橋市西幸町浜池 328	2.0 m ²
7	南陽中学校	豊橋市駒形町南欠下 1-1	2.0 m ²
8	二川中学校	豊橋市二川町西向山 41-10	2.0 m ²
9	高豊中学校	豊橋市伊古部町原 24-1	2.0 m ²

※貸付面積には、自動販売機および回収ボックス設置面積を含む。